令和５年第４回野洲市教育委員会定例会　議事録

○日　時　令和５年３月１５日
　　開会時刻１３時３０分
　　閉会時刻１５時４０分
○場　所　総合防災センター　研修室

○出席委員
教育長　西村　健
委　員　南出　久仁子　　委　員　山﨑　玲子
委　員　本田　　亘　　委　員　瀬古　良勝

○説明員

教育部長	馬野　　明
教育部政策監（幼稚園教育担当）	田中　源吾
教育部次長	北脇　康久
教育部次長（学校教育担当）	井上　善之（兼学校教育課長）
教育部次長（幼稚園教育担当）	武内　佳代子
教育部次長（文化財担当）	行俊　　勉（兼文化財保護課長・歴史民俗博物館長）
こども課長	西村　一嘉
学校教育課参事	吉田　享史
ふれあい教育相談センター所長	橋本　すみ江
生涯学習スポーツ課長	井狩　吉孝
生涯学習スポーツ課参事	菱沼　由美
スポーツ施設管理室長	小山　　茂
スポーツ施設管理室主席参事	吉川　一仁（兼国スポ障スポ大会推進室主席参事）
野洲市文化ホール館長	中川　　靖
野洲図書館長	宇都宮　香子
歴史民俗博物館副館長	角　　建一
人権施策推進課長	山本　隆一
教育総務課長（事務局）	鎌田　征隆
教育総務課職員（事務局）	枝　　瑞紀

令和5年第4回野洲市教育委員会定例会

2023年3月15日

【西村教育長】　それでは時間になりましたので、令和5年第4回野洲市教育委員会定例会を開会いたします。本日の出席委員は全員で、定足数に達していますので会議は成立しています。

次に日程第1、会期の決定についてですが、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

【西村教育長】　ご異議ないようですので、会議は本日1日限りとします。

次に日程第2、令和5年第2回野洲市教育委員会定例会議事録の承認についてですが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

【西村教育長】　ご異議ないようですので、令和5年第2回教育委員会定例会の議事録は承認されたものと認め、後ほど南出委員と山﨑委員にご署名をお願いします。

次に日程第3、令和5年第4回野洲市教育委員会定例会議事録の署名委員の指名についてですが、会議規則第19条第2項の規定により、本田委員と瀬古委員を指名いたします。

次に日程第4、教育長事務報告に移ります。先月2月15日から昨日14日までの事務報告について、別紙をご覧ください。

まず2月17日、いじめ問題対策連絡協議会というのを行いました。これは年間2回行ってるものですが、少年センターとか守山警察署、それから草津の児童相談所とか、県のスクールソーシャルワーカーなど10名ぐらいの方に集まっていただいて、市内のいじめ問題の最近の様子等について情報交換を行いました。そんな深刻なものは見受けられないという状況を報告されていました。

それから2月22日木曜日ですが、これは滋賀県都市教育長協議会連絡協議会というのがあります。その教育長・教育部長の合同会議が草津で開催されました。県内13市の年間の事業報告、会計報告、それから来年度の事業計画等について協議を行いました。来年度、私がこの13市の協議会の会長になることになりまして、順番に回ってくるんですけども。ですから全国の協議会の理事というのも変わりますので、全国の会議にも出なければいけなくなるという風になっています。協議の内容としては、卒業式とか入学式の来賓とか、マスクはどうするのかについての情報交換を行っています。基本的には文科省の示した通りという形です。できる限り外していこうと、音楽で声を出すときにはつけた方がいいという市が結構多かったです。

それから3月3日、コミュニティ・スクール合同交流研修会というのをこの場所で行いました。これは、各小中学校のコミュニティ・スクールの推進委員さん、管理職、それからコミュニティ・スクールの各学校の準備会の委員の方々5名から8名ぐらい、学校によって人数は違うんですけども、この方々に集まっていただいて、前半は全体研修、文科省のCSマイスターの高木先生から、コミュニティ・スクールについてのどのようにスタートして、どういう活動を目指していくのかというお話を伺っています。それから後半は、各校別の打

ち合わせといいますか、来年度のスタートに向けて各学校でどういうふうに作っていくかという打ち合わせを行っております。

裏へいって、議会が3月から始まりまして、今委員会をやってる途中でございます。質問等についてはまた後で報告があると思います。

3月11日をご覧ください。野洲高校の小学生体験交流会というのがあります。野洲高校は2年前からコミュニティ・スクールが発足して、その関連事業として小学生の半日高校体験みたいな事をされました。サッカーとバスケットボールとeスポーツというゲームを中心にするクラブが県内で一番最初にできまして、近畿大会とかいろんな大会にも出場してる強いクラブらしいんですが、この3つの種目を子どもたちが自分の好きな種目を体験するということで、野洲小学校の子どもたち30人ぐらいが参加をしています。野洲の地元の行畑自治会10人ぐらいの役員さんが受付とかいろんな案内等で協力をされて、地域と一緒になって小学生の高校生体験、部活の体験をするという取り組みがありました。もちろんその相手を中心になって動いてくれるのは高校生です。サッカー部・バスケ部、それからeスポーツクラブのメンバーが中心になって、私も1時間半ぐらい観てたんですが、特にサッカーは最初はボールを全く使わずに高校生のお兄ちゃんたちにおんぶをしてもらって、そのおんぶした体をぐるっと一周回るという、子どもの力だけでぐっと一周回って背中に戻るということをされたりとか、手を繋いでタッチ練習とか、そういうスキンシップでものすごい力を使うような取り組みがあって、後半でやっとボールを蹴るという内容でした。参加した子どもは、「めっちゃ面白い」とか「楽しい」ということをいっぱい言っていました。

それから昨日、中学校の卒業式がありました。まだコロナが正式解除がないという段階で来賓がほとんどなしということで、私と市長が行く予定だったんですが、市長が急に予定が入ってしまいまして、野洲北中学校に来賓代表で行ったのは私たった1人だけでした。非常におとなしい子どもたちばかりでした。日頃教室に入れてない子は体育館の後ろの上にちょっとスペースあるんですが、そこで4、5人保護者さんと一緒に見ていました。一応全員に卒業証書を渡しましたという校長の報告がありました。それから市長が行く予定であった中学校は、職務代理の南出委員に参加をしていただきました。

それから野洲中学校は聞いた話なんですけども、1人前の日に、もう学校は絶対行かないと言い張っていた子がいまして、先生との関係がうまくいかずにそう言ってたんですけども、ご両親が心配されて教育委員会や学校とだいぶ相談されて、最終的には友達から山のようにメールが来まして、最後友達と会うということで、非常に元気を取り戻してその子も出席をして、最後まで楽しく、終わってからもなかなか帰らなかったということを聞いております。以上が中学校の卒業式でありました。

以上ですが何かご質問等ございますが。はい、瀬古委員どうぞ。

【瀬古委員】　ひとつだけお伺いします。3月8日に処分申渡というのがあります。これは県費教職員だそうですが、どういう処分申渡だったのでしょうか。

【西村教育長】　これは、県費の教職員の交通事故です。口頭注意という処分の申渡をしました。よろしいですか。他にご質問等はございませんか。ないようですので、次に日程第5、付議事項（1）議案に移ります。

議案第15号、野洲市教育委員会の保有する個人情報の保護に関する規則を廃止する規則

について、事務局より説明をお願いします。行俊次長お願いします。

【行俊教育部次長】　本議案につきましては、提出理由にありますとおり、個人情報保護法の官民一元化を目的とする個人情報保護法の改正により、議案書関係資料 1 ページの現行規則に規定する野洲市個人情報保護条例施行規則が廃止されることに伴い、廃止するものです。施行日は、令和 5 年 4 月 1 日です。

【西村教育長】　ただ今、事務局より説明がありました議案第 15 号について、ご質問等はございませんか。ないようですので、これより採決に移ります。

議案第 15 号、野洲市教育委員会の保有する個人情報の保護に関する規則を廃止する規則について、賛成の方の挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

【西村教育長】　挙手全員であります。よって、議案第 15 号は可決されました。

次に議案第 16 号、野洲市教育委員会事務局組織に関する規則等の一部を改正する規則について、事務局より説明をお願いします。行俊次長お願いします。

【行俊教育部次長】　本議案につきましては、提出理由にありますとおり、文化・スポーツに関する事務を教育委員会から市長部局に移管することに伴い、所要の改正を行うものです。

4 ページの第 1 条では、野洲市教育委員会事務局組織に関する規則の一部を改正するもので、議案書関係資料 2 ページの新旧対照表をお願いします。改正文と表現が異なる部分がありますが、新旧対照表で説明いたします。第 2 条第 1 項第 3 号中の生涯学習スポーツ課を生涯学習課に改め、文化振興担当とスポーツ振興担当を削除するものです。また、第 4 号と第 5 号を削除し、第 6 号を第 4 号にするものです。また、3 ページの第 3 条の表中の生涯学習スポーツ課を生涯学習課に改め、文化振興担当とスポーツ振興担当を削除します。青少年教育担当の事務分掌中、守山市野洲市少年センターの文言を守山野洲少年センターに改めます。また、4 ページのスポーツ施設管理室と国スポ・障スポ大会推進室を削除します。

次に議案書 4 ページの第 2 条では、野洲市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正するもので、議案書関係資料 5 ページの新旧対照表をお願いします。第 2 条第 1 項第 10 号中のスポーツ推進審議会委員及びスポーツ推進委員を削除します。

次に議案書 4 ページの第 3 条では、野洲市教育委員会公印規則の一部を改正するもので、議案書関係資料 6 ページの新旧対照表をお願いします。別表中 70 の項から 74 の項と 77 の項を削除します。施行日は、いずれも令和 5 年 4 月 1 日です。

【西村教育長】　ただ今、事務局より説明がありました議案第 16 号について、ご質問等はございませんか。瀬古委員どうぞ。

【瀬古委員】　細かいことですが、議案書の 5 ページの対照表、関連資料 6 ページの表、ここで 70 から 74 は削除で、77 は項を削るとあります。削除と項を削るとはどう違うのか教えていただけますか。

【西村教育長】　鎌田課長お願いします。

【鎌田教育総務課長】　教育総務課の鎌田です。6 ページ、新旧対照表で 70 番から 74 番の削除といいますのは、このまま表の中で残ってまいります。それに対し 77 の野洲市なかよし交流館の委員が表中で一番最後のところになっておりまして、この部分につきましては

77 は消させていただいて、結果、新旧対照表を改正後右の方に略となっていますが、75 番と 76 番の情報といいますか、それは残るという形になりますので、そういう使い分けをさせていただいております。

【西村教育長】　瀬古委員どうですか。

【瀬古委員】　この表の 70 から 74 の名称が削除されても、公印の番号はそのまま空番として残るということですか。77 は公印番号そのもながなくなると、そういう理解で良いのでしょうか。

【西村教育長】　鎌田課長。

【鎌田教育総務課長】　説明の仕方がちょっと悪かったのかもしれませんけれども、公印自体、市長部局に移管するものについては新たな表の中で番号付けがされるかと思います。70 番から 74 番の部分の教育委員会での公印取り扱いがなくなるという形になりまして、75 番と 76 番の番号はそのまま使わさせていただきたいということで実施すると。77 番が一番表中で最新の番号ですので、こちらの方は一旦受けさせていただいても問題があったり、下の 78 とか 79 はございませんので、繰り上げる必要もないという形で表の整理をさせていただいたという形になります。

【西村教育長】　瀬古委員どうですか。

【瀬古委員】　はい、わかりました。

【西村教育長】　他にご質問等はございませんか。ないようですので、これより採決に移ります。

議案第 16 号、野洲市教育委員会事務局組織に関する規則等の一部を改正する規則について、賛成の方の挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

【西村教育長】　挙手全員であります。よって、議案第 16 号は可決されました。

次に日程第 6、報告事項に移ります。報告事項①、令和 5 年第 2 回野洲市議会定例会議案質疑・代表質問・一般質問の内容と答弁の要旨について、事務局より説明をお願いします。馬野部長お願いします。

【馬野教育部長】　教育部、馬野です。私からは令和 5 年第 2 回野洲市議会定例会議案質疑・代表質問・一般質問の内容と答弁の要旨について、説明させていただきます。報告事項の 1 ページから 17 ページとなっております。内容をかいつまんで概要で説明をさせていただきます。

2 ページをご覧ください。まず議案質疑の内容と答弁の要旨ということで、議案質疑はございませんでした。

2 つ目、代表質問の内容と答弁の要旨ということで、質問者は新誠会、橋議員でございます。回答は全て教育長でございました。大きく一点、「明日の教育を考える」ということで、まず 1 点目、家庭教育支援員とコミュニティ・スクールについてご質問がありました。家庭教育支援員は学校だけでは難しい家庭に関わり、子どもや保護者を支援する事業ですということで、この支援員は希望のありました 4 校に 5 名を配置させていただきます。もう一つ、コミュニティ・スクールは学校と地域住民・保護者が力を合わせて学校運営を行う仕組みだということです。今の準備委員会から学校ごとに順次立ち上げていきます。

2点目、教育の目的とは何かについて、一つ目は人格の完成、二つ目は平和で民主的な社会の形成者の育成、三つ目は心身ともに健康な国民の育成ということで、つまり教育の目的は人を育てることです。

3点目、どのように思い込みを排除して再発防止に取り組むかについてでございます。個人の思い込みを排除するために、管理職が 1 人で判断を下すのではなく、運営委員会などによる組織対応をすることが再発防止の基本であると考えていると答弁させていただきました。

3 ページに移りまして、質問者、公明党津村議員でございます。回答は全て教育長です。質問内容は大きく2点です。一つは「令和5年度の政策方針について」と、二つ目は「教育方針」についてです。

大きな一つ目の 1 点目、永原御殿跡の保存・活用の具体的な取り組みについてでございます。保存整備につきましては、本丸の一部の実施設計と整備工事に着手し、土塁の修復整備を図っていく予定です。また整備に向けた土地の公有化と本丸内の発掘調査も併せて行っていきます。活用事業につきましては、第3回目のフォーラムを開催し、地域の皆様の活動報告や歴史講演を予定するということと、また発掘調査体験教室も引き続き実施をしていきます。

大きく 2 点目の教育方針についての 1 点目です。組織としての教育改革で再構築についてということで、報告体制・相談体制・情報収集体制の三つの組織的な再構築が必要と考えているという回答でございます。詳細は以下の通りでございます。

4ページに移ります。2点目の集団づくりについて。集団づくりとは、人間関係を学ぶことであると考えているということで、児童・生徒が学校という集団の中で、多様な人とより良い人間関係を築く力を育成することが教育であると考えているということでございます。

3点目、学校支援員とスクールロイヤーについてでございます。いずれも、これをするのは 1 名です。学校支援員は今回のいじめ事案での課題を受けて学校教育課に配置をさせていただきます。スクールロイヤーは学校教育に精通した弁護士にお願いし、校長や教頭、教育委員会の法律的な相談に機動的にのっていただきます。

4点目、取り組みの具体例についてでございます。三上小学校の6年生は校区内の足跡を辿るフィールドワークを毎年行っているということをお答えをさせていただきました。

次に 5 点目、元気な学校づくり事業についてでございます。各方面で子どもたちが将来に夢や希望、天望を持って生きていけるような取り組みを行うための支援ということで、詳細はご覧の通りということで、課題についてはコミュニティ・スクールとの整合性も考えていく必要があるというお答えをさせていただきました。

5ページに移りまして6点目、情報モラル教育です。今では小中学校全ての学年で実施をしているということで詳細はご覧の通りでございます。

7点目、連携についての課題ということで、ふれあい教育相談センターに寄せられる相談の 97%が不登校です。心の教育相談、適応指導教室、家庭訪問型学習支援の三つの業務を行い、不登校の支援を行っているということでございます。課題はスクールカウンセラーが非常勤ですので、勤務する曜日や時間に制限があり、これらの連携を強化するよう、現在検討しているということでございます。

8点目は、家庭教育支援員ということで、先にお話しましたのでここでは省略させていただきます。

9点目、出前講座と生涯学習カレッジについてでございます。令和4年度の出前講座は自治会などから35件の申し込みがあり、参加人数は延べ852名でございました。生涯学習カレッジは5回開催し、延べ196名の参加がありました。いずれも令和3年度と比較すると参加者は倍増しております。課題としては、参加者の固定化、二極化が見られるということでございます。

次に 6 ページ、市民のニーズに応じた生涯学習の機会の提供に努めていくとお答えさせていただきました。

10点目、学校図書館についてです。市内全ての学校には司書教諭の免許を持つ教員1名以上が配置をされています。しかし主担当の業務が忙しく、学校図書館のために割ける時間がほとんどないのが現状であるということで、司書の資格を持つ人に図書館業務を専任で行ってもらうことは、子どもの読書活動を進める上で大きな意義があると考えていると。ただ現状では市内の学校に専任の司書を 1 人も配置できていないということで、野洲図書館の協力を得て今後の対応を検討していきたいと思いますとお答えさせていただきました。

次に質問者、創政会服部議員です。回答は全て教育長です。質問内容としましては大きく二点、「令和5年度施政方針および教育方針について」と「歴史文化遺産の保全・活用について」でございます。

大きく 1 点目。子どもの基礎学力の構築についてでございます。まず一つ目は全ての学習の土台となる授業改善を行うこと、二つ目は 1 人 1 台配布しているタブレットパソコンの有効活用ということです。三つ目は、読書活動の推進というお答えをさせていただきました。

次に大きく二つ目の 2 点目、近松家住宅の保存活用についてということで、近松家住宅は令和 5 年度から野洲市文化財保存活用地域計画の策定に向けた取り組みを始めていますので、その策定委員会の中で保存活用できないか議論をしていきたいと考えているというお答えをさせていただきました。

7ページをご覧ください。ここからは一般質問の内容と答弁の要旨でございます。質問者、新誠会益川議員でございます。答弁者は全て教育長です。質問内容については、子どもたちに寄りそう教育環境づくりということで9点質問を戴きました。

まず1点目、人間力とは何かということです。人間力として私達が考えているのは、教育者としての使命感と責任感、教育的愛情、柔軟創・創造性、豊かな人間性や社会性であると考えているということです。これらは県教育委員会が目指す教師像として掲げているものでございます。

2点目、どのように人間力を高めるかについてでございます。教職員以外の多職種・多業種の方々など、教育以外の世界の方々と話し合ったり、繋がったりして自分の世界を広げながら人間力を高めてもらいたいと考えているということと、また現状に満足することなく、一見教育に繋がらないような研修などに参加したり、自己研鑽に励んだりすることも大切だというお答えをさせていただきました。

3点目、障がいとは何かということでございます。目の見えないことを視覚障がい、耳の

聞こえないことを聴覚障がい、からだの不自由なことを身体障がいなどと言ったりします。これは見えない、聞こえない、動けないというようにできないこと、そしてできないことに伴って社会参加ができないことが障がいであり、それは個人の問題、個人の責任になるという考え方でございます。しかし、見えない事、聞こえない事などで、その個人が不自由に感じなかったり、社会参加ができるようになれば、それは障がいではなくなるということです。今日のノーマライゼーションの考え方は、全ての人が社会参加できるような社会を目指しております。

4点目、障がい者を見つめ直す具体例についてということで、障がい感を見直すためには、教職員自身が直接当事者の方と関わることが一番であると考えているということで、例えば毎年夏にびわこ学園が行われるサマースクールに参加したりすることです。また、最近文部科学省から通知も出ましたが、初任から10年以内に特別支援学級の担任などを経験するということでございます。

5点目、コミュニティ・スクール導入に伴う地域人材についてということで、読み聞かせボランティアのリーダーや、子どもを手伝っている大学生のまとめ役、また、教育に関心を持っていただいている地域のリーダー的な方など、多方面から協力を申し出ていただいております。

6点目、学校支援の役割ということで、これは先ほども説明させていただきましたので省略させていただいます。

7点目、どのような人材が配置されているのかです。学校支援員は、校長や教頭の困難な事案の相談に対応できる力を持った人ということでございます。

8点目、スクールロイヤーの配置前の相談体制についての質問です。現在は市の顧問弁護士にお願いをさせていただいています。

9ページに移りまして9点目、スクールロイヤーの役割についてですけども、これも先ほど説明させていただきましたので省略をさせていただきます。

次に質問者、暮らしと自治を考える会田中議員でございます。質問は大きく2点、「みどりの食糧システム戦略と応援給食の取り組みについて」ということで、答弁者は市長と教育長です。2点目は、「野洲市における新しい時代の学びを実現する学校施設のあり方について」ということで、答弁者は市長と私、教育部長がお答えさせていただきました。

大きい1点目、オーガニック給食について、これは市長答弁でございます。オーガニック給食についてはその方が望ましいことだと一定の理解をしているということですけれども、学校給食でオーガニックが全量調達できるのか、また、コストが増加する可能性があり導入するためには調査研究や費用対効果を考えたり、食材は保護者負担ですので、保護者にも充分な説明の必要があると感じているということです。いずれにしてもオーガニック給食の導入にはハードルが高いところがありますが、可能なことから更に安全安心な給食が提供できるよう努めていきますということです。

教育長答弁では、学校給食について、オーガニック給食に特化した研究、検討はしておりません。ただ主食の米飯に関しましては、全量市内産で環境に配慮された環境こだわり米を調達しております。パン食では全量県内産小麦ということで、野菜類は可能な限り市内産で調達をしております。学校給食で地産地消に取り組むことは、児童生徒が身近な生産者に関

心を持ち食品ロスに繋がります。また輸送距離も短いため低炭素社会への貢献ともなることです。今後も安全安心な学校給食を児童生徒に提供できるよう努めてまいりますというお答えです。

10ページをご覧ください。大きく二つ目の1点目、学校のあり方でございます。これは、誰もが安全安心で快適な学びができる施設であるべきと考えますというお答えをさせていただきました。

2点目は、未来志向を持った上で、どのような形で反映されているのかについてでございますけれども、この未来志向といいますのは文科省から新しい時代の学びを実現する学校施設のあり方ということで、柔軟で創造的な学習空間を実現するということで、多目的ホールを作ったり、フリースペースとか廊下の幅を広げるといったことが文科省から提唱されているということでございます。答えの方は、小中学校大規模改修事業や増築では、既存施設の改修や一部増築がある為、制限があるということですけれども、多目的ホールにフリースペースや小規模学習室など新たに設置しているということと、明るく開放的な廊下や、温かみのある木材を壁に利用したり、トイレの洋式化や床素材をビニールシートに変える乾式化などにも取り組んでいるということと、更に環境に配慮した省エネルギー化を実現するため、LED照明などの取り組みを行っているということです。

3点目、中長期的な視点から計画的に効率的な整備促進の必要性についてということで、まず市長答弁の中では、現在進めている限定された現施設の大規模改修や一部の教室の増築では、一定工夫はしているものの、未来志向で示す全ての実現は難しい現状があります。あと、まちづくりの一環として、学校を含めて複合的に整備していくことは将来的に必要と考えており、そこには市長部局と教育委員会が検討することが必要と考えているということで、今回の未来志向の視点で柔軟で創造的な学習空間を実現する学校制度のあり方はより良い方向だと思っており、可能なことから実現したいと考えているというお答えをさせていただきました。また同じ質問を、私の方からも答弁をさせていただいております。教育委員会としましても、未来志向の視点で柔軟で創造的な学習空間を実現する学校施設のあり方は、いわゆる方向性で望ましいと思っているということです。今後は多目的ホールを地域で利用していただくことやコミュニティ・スクールとの連携など、地域の方々が積極的に集える場としての学校運営面でも考えていくというお答えをさせていただきました。

次に、質問者、公明党木下議員でございます。答弁者は高齢者・子育て支援担当政策監と教育部長の私がさせていただきました。質問内容としましては、「園児・児童の登降園、登下校の安全対策」です。

1点目、園児・児童の登降園、登下校の安全対策に関する取り組みということで、園児の登降については原則それぞれの保護者に送迎していただいていることから、各園では年度初めの説明会で送迎の際の安全対策として登降園の仕方を周知し、その後は通園状況を確認しながら、随時園だよりやお知らせで保護者に安全な通園の仕方の再確認と啓発を行っているということです。

次に小学校の登下校における安全対策については、野洲市通学路交通安全対策推進会議の中で、関係者による通学の合同点検を実施しているということで、毎年PDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っております。

2点目のご質問は具体的な点検報告です。園児の登降園の経路は保護者におまかせしていることから、登降に関する具体的なチェック項目はありませんが、園施設安全点検として月1回、安全点検チェックシートに基づき行っております。

次に小学校の通学路の点検は、毎年通学路交通安全対策推進会議で全小学区ごとに年間1回、各小学校の教員が年間1回か2回程度実施をしているということで、その会議では議員の方々に通学路の安全確認シートに危険箇所の点数化をした上で合同点検を行っているということでございます。各小学校における通学路点検では、担当教員が児童と一緒に歩きながら目視で点検を行っております。

3点目、防犯対策の取り組みについてです。不審者情報があった場合は速やかに各園に周知し注意喚起を図るとともに、保護者宛ての緊急メールを送信しているということでございます。また、園内の不審者等の進入対策として、門や出入口などの施錠を徹底し、保護者等は名札を着用していただくようお願いしているということと、不審者マニュアルに基づき、年間数回の訓練を行っているということです。

次に通学路での防犯対策では、学年別や地域別など複数で登下校するよう指導しております。不審者情報についても教育委員会や学校からその都度発信し、児童生徒への指導や注意喚起、保護者などへの情報共有を行っております。またスクールガードの方々の見守りや、地域の方々にSOSホームの登録をしていただいております。

次に、学校施設内の防犯対策では、危機管理マニュアルを作成しているということと、現在大規模改修時には防犯カメラ等を設置するということと、更に警察と連携して不審者対応訓練を実施し、教職員の役割の確認をすると共に、子どもたちの命を守るための講座について学ぶ機会とさせていただいております。

12ページの質問者、新誠会山﨑議員でございます。全てお答えは教育長です。質問内容については、「学級経営改革について」です。

1点目、組織対応の再構築についてということで、市教育委員会では今回のいじめ事案の反省から、学校で起こる様々な問題については個人で対応するのではなく、必ず組織的に対応するよう指示をしております。今回の事案ではその対応が個人に委ねられていて、組織対応が出来なかったという反省があります。今後は密室になりがちな教室の中に複数の目を入れることで、おかしいと気づいた者が報告を上げれるような報告体制を作っていくことが必要であると考えているということです。

次に教員の相談体制についてですが、今回の事案のように、ベテラン教員が誰にも悩みを相談できずにいたことは私達が反省すべき点でございます。今後は管理職をはじめ、スクールソーシャルワーカーなどの専門職の人的支援を活用した相談体制を充実する必要があると考えております。また職場の同僚に気軽に相談できるような雰囲気を作ったりすることも大切であると考えているということでございます。

2点目、学校でのチーム力の育成についてです。じっくり時間をかけて教育に対する考え方や児童生徒の見方などを共有する必要があります。なぜ教師になったのか、担任をして嬉しかった事、辛かった事など本質的な話し合いが大切です。そしてこうした営みを通じて、みんなで助け合い、高め合えるような教職員の同僚性が育まれます。さらに子どもたちも本当に多様ですから、統一的なマニュアルは作ることができないということでございます。し

たがいまして、各学校が自分たちで工夫し、考えて同僚性やチーム力を育成することが一番だと考えているとお答えさせていただきました。

13 ページ、質問者、新誠会岩井議員でございます。回答者は全て教育長です。質問内容は大きく 2 点、「令和 5 年度野洲市の教育方針（案）について」です。

1 点目、性の多様性などについてということで、今日、小中学校では道徳や学級活動、人権学習、さらには保健体育などの授業で発達段階に応じて各学年とも年間数時間の学習をしております。小学校の道徳の時間では、自分らしさや性の事などについて 1 時間学習をしております。中学校では LGBTQ についてゲストティーチャーを呼ぶなどして、性の多様性や互いの違いを尊重し合うことの大切さについて学習をしております。

2 点目、コミュニティ・スクール導入と人材についてのご質問です。例えば篠原小学校では、篠原が好きで、歴史や文化を誇りに思う子どもを育てようと、学校と地域の皆さんが一緒に目指す子どもの姿を考えられています。地域の方も入って、みんなで戦国時代の山城である城山に登り、本物の城跡に立って地域の人からその歴史を聞くという学びが 5 月に予定されているということと、野洲中学校では 1 月 6 日に希望生徒による三上山登山を行いました。三上学区の地域の皆さんからの企画・協力を得て実施したということで、当日は山登りの支援だけではなく、下山後にはコミセンであったかい豚汁を作って振舞ってくれたりと、地域ぐるみで子どもの活動を支えていただいたということです。

14 ページ移りまして、質問者、創政会山﨑議員でございます。全て答弁者は教育長です。質問内容は、「中学校の部活動の今後の在り方について」です。

1 点目、県の方針について質問がございました。令和 5 年度から令和 7 年度の 3 年間、休日の運動部活動の改革集中期間とし、まずは休日から段階的に地域移行しているとされておりました。しかしその後 3 年での移行が現実的に難しいことから、昨年の 12 月には改革集中期間から改革推進期間へと変えておられます。

次に 2 点目、活動時間についてです。活動時間は市内全中学校とも、平日 2 時間以内、休日 3 時間以内と定めています。また、休養日については週 2 日以上を休養日とすると定めております。夏休みなどの長期休業中も同じでございます。

3 点目、休日の引率については顧問が複数で行っているということです。

次に 15 ページ、4 点目。顧問が支援や知識得る機会ということで、例えば県教育委員会主催の部活の指導者スキルアップ研修会であるとか、中学校体育連盟の専門部や各競技ごとに、それぞれの協会が独自に主催する講習会もあり、これに希望する教職員が参加しているということです。

5 点目、各校の運動部活動の現状ということで、中主中学校が 7、野洲中学校が 11、野洲北中学校が 10 の部活動がございます。文化部を含めて部活動に参加していない生徒の割合は中主中学校が 13.6%、野洲中学校が 16.1%、野洲北中学校が 13.9%となっております。

6 点目、学校の枠を超えた部活動についてということで、今は中学校間で合同で練習を行うことができます。しかしそれはあくまでもそれぞれの中学校に同じ部がある場合に限定されています。

7 点目、外部指導者、学校ボランティアについてということで、現在 15 名の外部指導者がおられ、全てボランティアということです。ただし引率は顧問が行っております。

8点目、楽しむ部活動ということで、様々なスポーツを経験し運動に親しむという部活動はありません。今後、部活動の地域移行を進めていく中で、そのような部活動のあり方についても考えてみたいと思いますという答弁をさせていただきました。

9点目、部活動指導員ということです。部活動指導員制度は令和5年度に整備し令和6年度に各中学校に配置できるよう進めていきたいと考えているという答弁をさせていただきました。

16ページをご覧ください。10点目、中学校同士での部活動の交流の可能性ということで、部活動の地域活動のガイドラインで示している中に合同部活動がございます。現実にはサッカー部や陸上部、軟式野球部など既に休日に中学校同士で合同練習している部活動があったということで、今後そういった地域移行を進める中で拡大についても協議をしていく予定ですというお答えをさせていただきました。

11 点目、大会の規模ということで、全国大会や近畿大会の規模は主催団体が定めるものということで、市教育委員会としましてはあくまで勝利優先ではなく、生徒自身に達成感が得られるような大会であればいいのではないかというお答えをさせていただきました。

最後、質問者、新誠会東郷議員です。質問内容は「野洲市の将来に向けた教育について」ということです。

1点目、発達障害の捉えについてということで、東郷議員お話のチェックリストというのは文部科学省が平成14年に実施したの通常学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する全国実態調査のために作成されたものということで、これは、教員が子どもの理解を深め指導の一助とするためのもので、発達障害であるのかどうかの判断をするものではないということで、その判断についてはあくまで専門家である医師がするものということでございます。学校では子どものために何ができるか、どうすることが子どものためになるのかを一番に、教育的な支援を行うべきであると考えているとお答えをさせていただきました。

2点目、医療受診の判断ということでございます。医療受診の判断については、一担任の判断ではなく、校内委員会などの組織で対応すべき重要なこととお答えをさせていただきました。

17ページの3点目、発達障害の治療についてです。治療の目指すところは専門の医師から診断前、その人の特性に応じた環境調整や関わり方の工夫などの支援をすることが目的になります。人によっては二次障害の低減のために薬物療法が検討されることも一部にはありますが、それは主治医の判断によるということで、学校と医療機関との連携については保護者が学校を通じて医療受診を希望された場合には、学校での日常生活や学習の様子、友人関係、発達検査の結果など医療機関に情報提供をしております。

4点目、自主的な学びということでございます。本市でも多くの学校で、教科書の学習を自主的な学びに繋げる取り組みを行っております。こうした取り組みは、生きる力を育てるために大切であると考えております。篠原小学校の6年生では、第2次世界大戦当時の人々の生活や地域の歴史を班で調べてまとめ、最後は平和のために大切にしたいことを校内放送で班ごとに発表する取り組みを行っております。また、中主中学校の3年生は、この町大好きプロジェクトの学習に取り組んでおります。広告や市役所などのまちづくりに関する

方々をゲストに招き、その具体的な活動や努力、工夫を聞き、中学生の視点からより街が活気づき、街を愛せるアイデアを各班ごとに話し合いをされています。以上、長くなりましたが報告とさせていただきます。

【西村教育長】　ただ今、事務局より説明がありました報告事項①について、ご質問等はございませんか。瀬古委員どうぞ。

【瀬古委員】　3 点お聞きします。まず 2 ページの新誠会橋議員の質問に対して、家庭教育支援員を 4 校に 5 名配置すると答弁されていますが、2 名が配置される学校はどこなのか。またその必要性、その背景についてお聞きしたいと思います。

2 点目は、3 ページの公明党、津村議員と 8 ページの益川議員の質問に関してです。学校支援員を学校教育課に配置し、学校で起こった困難な事例に対して校長や教頭の相談に乗るとともに保護者の相談にも乗るという事ですが、具体的にどのような経験能力を有した人材を考えているのか、また、その処遇をどう考えているのかお伺いをします。

それから 3 点目、10 ページの公明党木下議員の質問に関してです。先日 3 月 1 日に埼玉県の中学校で、授業中男性教員が襲われ怪我をし高校生の少年が殺人未遂容疑で逮捕されるという事件が起きました。防犯対策の取り組みとして、答弁にありましたように、不審者侵入マニュアルを策定し、警察と連携した取り組みを行っていると。そこで、お聞きしたいのですが、答弁にあります大規模改修時に防犯カメラの設置を進めていくということですが、私はそれでは遅いのではないかと。大規模改修はプログラム的に行われていくので、それを待っている状況ではないと思います。現在、防犯カメラはどの学校に既に配置されているのか現状を教えてください。私は大規模改修が予定されていない学校にも配置する必要があると思いますが、それに対する見解をお伺いしたいと思います。

【西村教育長】　瀬古委員から 3 点質問がありました。まず 1 点目、家庭教育支援員についての 2 名配置について。菱沼参事お願いします。

【菱沼生涯学習スポーツ課参事】　生涯学習スポーツ課参事、菱沼です。4 校に 5 名ということですが、中主小学校に現在のところ 2 名配置する予定です。といいますのも、現在ボランティアとして 1 名の方が登校しずらい子どもと一緒に学校へ話をしながら登校していますが、そんな姿を見て、ある子どもさんが、「私もそういうふうに一緒に話しながらやったら学校に行けるのに」ということで、その子の関わりとしてもう 1 名配置していこうという方向で検討しております。

【西村教育長】　続いて 2 点目の学校支援員について井上次長。

【井上教育部次長】　学校支援員のことについてお答えをいたします。保護者と学校がトラブルになっても、学校と保護者の間でうまく話し合いが成立して解決すればそれで何も問題がないわけですが、昨今、なかなか学校と保護者の間だけで話し合いが成立せずに、問題が教育委員会学校教育課の方に持ち込まれるということが非常に増えております。実際に保護者が学校教育課の窓口にこられます。そういうことがあったときに、今回の教師のいじめ事案のように、例えば私が 1 人で対応して、俯瞰的な見方や対応ができない、組織的な対応ができなかったという反省を活かしまして、この学校支援員の方に窓口で保護者の対応をしてもらい、その報告を我々も聞いて、学校教育課の仲で組織的な対応をしていく、あるいは必要な助言を学校にしていくと。そして学校に助言をした後、これも我々の反省の一つ

でしたが、助言だけして、実際に学校がきちんと履行しているかを点検できていなかったので、我々の助言がきちんと履行できているかということも点検していただく役割を期待して設置しているということです。処遇は会計年度任用職員です。

【西村教育長】　それでは３点目、防犯カメラについて。馬野部長お願いします。

【馬野教育部長】　現在防犯カメラが入ってるのは、野洲小学校、野洲中学校、三上小学校、篠原小学校、野洲北中学校の 5 校でございます。改修事業を進めている中主小学校は職員室が出来次第、防犯カメラを設置していくということで、今設計に入っている北野小学校も同様に防犯カメラを設置していくということで、残り、中主中学校もその後大規模改修を進めていくと、それと祇王小学校はその先になるかと思いますので、実際のところ、委員おっしゃっている通り、すぐにでも付けたいというのはあるんですけども、なかなか配線とかそういったことがあって、大規模改修時にやらさせていただいてるというのがあるんですが、そこは考えさせていただきたい、検討させていただきたいと思っております。

【西村教育長】　瀬古委員どうですか。

【瀬古委員】　まず 1 点目の家庭教育支援員の説明がありました中主小学校では、既にボランティアで１名の対応している現状があり、また別にもう１人希望する児童がおり、2 名にすると。では、残り３名はどこに配置する予定なのかお聞きします。

それから、2 点目の学校支援員で私が聞きたかったのは、困難な事例、困難な問題に直面している校長先生や教頭先生の相談にのるということですから、当然校長先生や教頭先生よりも高い識見を持った方でないと相談員としては務まりません。お聞きしているのは具体的にどういう人を想定して、例えば学校関係者、校長先生を経験した人なのか、あるいは学校関係ではなく別の見地からと考えているのかが 1 点。そういう人が会計年度任用職員ということは、他の会計年度任用職員と同じ給与ということですね。何かバランスが悪いように思うのですが、その点確認しておきます。

それから、3 点目の防犯カメラです。やはり昨今いろんな事件が起きます。予期しないことが起きるわけですので、子どもたちをどう守るかという最低限の防御訓練をしなければなりません。いろんな道具等を用意しないといけませんが、まずは侵入してくる相手をしっかりと見定めて、迅速に探知することが不可欠です。大規模改修、配線の問題もあるかもしれませんが、最近は Wi-Fi で防犯カメラと接続できるようになっています。児童生徒の命を守ることは教育以前の問題であると思うので、ぜひとも大規模改修に合わせて設置しますという悠長なことではなく、優先順位を上げて早急に設置してほしいと思います。

【西村教育長】　それでは今の再質問について、まず菱沼参事からお願いします。

【菱沼生涯学習スポーツ課参事】　残り３校ですが、野洲小学校、篠原小学校、中主中学校の３校に配置する予定です。

【西村教育長】　続いて学校支援員について、井上次長。

【井上教育部次長】　どういう人材を想定してるかといいますと、今瀬古委員おっしゃってくださったように、基本的には学校、元校長というのを想定はしております。それから待遇については、通例の会計年度任用職員よりも時給をちょっと高めというか、そういう設定をしております。以上です。

【西村教育長】　それでは防犯カメラについて。

【馬野教育部長】　防犯カメラの抑止力というか、それは絶大とは言いませんけれどもすごい効果があるというのは思っております。すぐ付けたいというのは本当に思っているんですけども、そこは少し調査というか研究をさせていただいて、例えば委員おっしゃったように、Wi-Fi 電波で飛ばして防犯カメラシステムができるのかとかいったことを研究させていただきたいと思います。またこの場で報告をさせていただきます。

【西村教育長】　瀬古委員いかがですか。

【瀬古委員】　1 点目の野洲小、篠原小、中主中が残り 3 校ということですが、希望が出てきていない学校は、行き渋りの児童生徒がいないと理解していいのかどうか確認をしておきたいと思います。

それから 3 点目の防犯カメラですが、私としては、部長の方から前向きに検討するという意味合いで答弁をいただいたと理解をしておきたいと思います。それでよろしいでしょうか。

【西村教育長】　それでは菱沼参事、何かありますか。

【菱沼生涯学習スポーツ課参事】　現状では必要がないと、その他の校長の方から申し出がありましたので現状必要のない 4 校以外に配置する予定でございます。

【西村教育長】　瀬古委員よろしいですか。それでは他にご質問等、馬野部長。

【馬野教育部長】　先ほどの繰り返しになりますけども、防犯カメラの抑止力というのは効果があると思っておりますので、その辺は前向きにと言ったら変ですけども、一旦調査をしっかりさせていただいて、またご報告をさせていただきます。

【西村教育長】　他にご質問。山崎委員どうぞ。

【山﨑委員】　2 点お尋ねしたいと思います。1 点目は先ほどから瀬古委員のご質問の中にありました家庭教育支援員についてです。どの学校にどのような形で配置される予定かも聞かせていただきました。新年度学校ごとにまた現状が変わってくるかと思います。そのときに校長先生を通じて配置希望があった場合には、また新たに配置、あるいは増員ということが可能な状況なのかをお尋ねします。

2 点目は、防犯に関わってです。資料 11 ページに申し合わせの緊急命令について記載されています。保護者宛には必要な情報がメール送信されると思うのですが、例えば子どもの登下校に関わって、スクールガードさんや地域で関わっておられる方にも、そのメールが届くように受信に関する手続きを各学校でされているのかと思います。できるだけ登録されるように進んでいる状況なのか、わかる範囲で教えていただけたらと思います。

【西村教育長】　それではまず 1 点目、家庭教育支援員の増員について、菱沼参事お願いします。

【菱沼生涯学習スポーツ課参事】　補正対応ができればやっていこうと思っております。

【西村教育長】　次、緊急メールについて、吉田参事お願いします。

【吉田学校教育課参事】　学校教育課、吉田です。緊急メールにつきましては各校からと野洲市の危機管理課がメールを送らせてもらってますが、各校区のスクールガードさんについては学校の方からメール受信の登録をしていただくようにお願いしています。また、メール配信したときに各小学校からスクールガードさんに、メール登録されてない方にも連絡が行くようにという形で手配してもらうことをお願いしています。以上です。

【西村教育長】　山﨑委員どうですか。
【山﨑委員】　ありがとうございます。以前、雪で臨時休業になったときに、私もメール連絡をいただきました。たまたまその日が地域での見守りの日でしたので、地域の自治会関係の方や青少年補導委員で関わってくださる方に連絡をして何とかギリギリ間に合いました。メール連絡の大切さを痛感しましたので、できるだけ学校ごとに登録を進めていただけるとありがたいと思います。
【西村教育長】　他にご質問等ございませんか。はい、南出委員どうぞ。
【南出委員】　3点ありまして、まず1点目が、今利用しているタブレットパソコンは、現在の例えば授業と授業外の利用率というのはわかるものでしょうか。明確なものでなくて、どれぐらい学校で使用して、どれぐらい持ち帰って使用しているかです。
　もう1点が、不登校や行き渋りの子に寄りそっていただく、とっても大切なことですが、根本的にその子たちがそうなった理由というのは明確になっているんでしょうか。
　もう一点が、先ほど17ページの最後のところの、議員さんを迎えての発表会は実際可能ということなんでしょうか。3点お願いします。
【西村教育長】　では今の3点どうですか。井上次長お願いします。
【井上教育部次長】　まずタブレットの利用率なんですけれども、このタブレットはコロナ禍で一気に利用率が高まって、持ち帰る事はだいたいどこの学校でもしているという状況になりました。段々普及すると、これはタブレットでやった方が効率的だなということはタブレットを使う、これは本当に人の手を動かしてやった方がいいんじゃないかということはタブレット使わないということで、メリハリがついてきたことは聞いております。
　それから、もう一つタブレットドリルが入っています。例えば長期休業中に、今まで学校で先生方がプリントを大量に印刷して、それを綴じて宿題として持たしていたところを、タブレットを持ち帰らすことで、そういうことをしなくてよくなりました。このことは、働き方改革の一環として考えたことがありますが、それは持ち帰りで結構使っているということは聞いております。なぜ利用率が高まっていると判断したかというと、やはり子どものことですから、タブレットを落として壊す、それで新しいものと交換してもらう。保険に入っているのでそういうこともやっているわけですが、常に使うとその率が高まります。それが最近保険を利用することが多いということもあり、皆さんに使っていただいているのかなという印象です。正確な率までは調べていません。
【西村教育長】　吉田参事。
【吉田学校教育課参事】　学校教育課の吉田です。不登校の理由ですけども、数年というか以前はやはり友達であったりとか周りの人との人間関係に悩みを持つ子どもさんが多かったんですけども、最近は、人間関係も多少はありますが、それ以外に例えばおうちの中での親子間の問題であったり、それから学習の不適応というか、学習に起因するものであったりとか、その子どもさんそれぞれに課題を抱えておられ、多岐に渡ってるというのが今現状で、これが一番不登校の原因というものではないです。
【西村教育長】　井上次長。
【井上教育部次長】　南出委員の3点目のご質問にお答えします。実際に学校は、例えば子どもたちが調べたことを発表するということは従来からやっています。それに対して、広く

開放してそれをぜひ見に来てくださいということは可能かなと思っております。それが保護者であったり、議員、あるいは教育委員の皆さんであったりというようなことは可能であるということです。ただこの 3 年間、コロナで授業参観すら大分制限していたところがあったので、それが明けてきて、段々そういうことを制限をなくしていったということになると、そういうことも可能かなと思います。ただ、今まであまりそういうことをしてこなかったというか、議員さんにまで情報提供するというところまでは今までしてこなかったというところもあるので、可能といえば可能ですけども、それをどういうふうに進めていくかについては今後考えていく必要があると思っております。

かつて市長が来て、中学生に、野洲はこういうまちづくりをしてるんだということを講演してくださって、それを受けて子どもたちが、自分たちのまちづくりをどうしていこうかを考えるという取り組みは従来からも行われているということでございます。以上です。

【西村教育長】　南出委員よろしいですか。他にご質問等はございませんか。よろしいですか。ないようですので、次に移ります。

報告事項②、野洲市立学校体育施設開放運営委員会要綱の一部改正について、事務局より説明をお願いします。井狩課長お願いします。

【井狩生涯学習スポーツ課長】　生涯学習スポーツ課、井狩です。報告事項②、18 ページから 19 ページでございます。野洲市立学校体育施設開放運営委員会要綱の一部改正について報告をさせていただきます。

文化スポーツに関する事務を教育委員会から市長部局へ移管することに伴いまして、本要綱第 7 条中野洲市教育委員会事務局生涯学習スポーツ課を、市民部文化スポーツ振興課として事務を所管する課の名称に改正するものでございます。説明は以上です。

【西村教育長】　ただ今、事務局より説明がありました報告事項②について、ご質問等はございませんか。よろしいですか。ないようですので、次に移ります。

報告事項③、気象特別警報に伴う教育施設の臨時休館等に関する要綱の一部改正について、事務局より説明をお願いします。行俊次長お願いします。

【行俊教育部次長】　文化財担当次長の行俊です。報告事項③、気象特別警報に伴う教育施設の臨時休館等に関する要綱の一部改正についてご説明いたします。資料の20 ページ、それから新旧対照表 21 ページ、22 ページをご覧ください。

令和 5 年 4 月 1 日から、文化施設・体育施設が市長部局に移管されることに伴いまして、従来、文化施設・体育施設、図書館、博物館、文化財関係施設が一括でこの要綱に引き込まれておりましたが、この度野洲文化ホール、文化小劇場、およびささなみホールを含みます。それから野洲市総合体育館、野洲市市民グラウンド、ならびに野洲市中主 B&G 海洋センターにつきまして、この要綱から削除するものでございます。

結果的には、野洲図書館、野洲市歴史民俗博物館ならびに文化財保護課が所管しております野洲市史跡公園および管理施設がこの要綱にのぼる形になります。説明以上です。

【西村教育長】　ただ今、事務局より説明がありました報告事項③について、ご質問等はございませんか。よろしいですか。ないようですので、次に移ります。

報告事項④、野洲市文化施設等使用料減免取扱要綱の一部改正について、事務局より説明をお願いします。宇都宮館長お願いします。

【宇都宮図書館長】　図書館の宇都宮です。報告事項④、23 ページから 28 ページです。まず、資料の訂正がございます。24 ページの新旧対照表ですが、タイトルが野洲市図書館使用料減免取扱要綱となっておりますが、「野洲市図書館」のところを「野洲市文化施設等」に訂正お願いいたします。

それでは 23 ページに戻ってご説明します。野洲市文化施設等使用料減免取扱要綱の一部の改正についてご報告します。改正の理由は、令和 5 年度から文化ホールが市長部局へ移管することに伴うものです。この要項の対象施設は文化ホールと図書館だけです。今回の改正では、文化ホールの部分を抜いて、タイトルも野洲市図書館使用料減免取扱要綱に変更するものです。説明は以上です。

【西村教育長】　ただ今、事務局より説明がありました報告事項④について、ご質問等はございませんか。よろしいですか。ないようですので、次に移ります。

報告事項⑤、野洲市教育委員会文書管理規程及び野洲市教育委員会事務決裁規程の一部改正について、事務局より説明をお願いします。北脇次長お願いします。

【北脇教育部次長】　教育部、北脇です。野洲市教育委員会文書管理規程及び野洲市教育委員会事務決裁規程の一部改正について報告いたします。

まず、29 ページを見ていただきまして、第 1 条、第 2 条で規定しています。まず第 1 条では、野洲市教育委員会の文書管理規程の一部を改正するものです。30 ページの新旧対照表を見ていただきたいと思います。こちらで別表中の生涯学習スポーツ課を生涯学習課に改め、野洲文化ホール・さざなみホール・中主 B&G 海洋センター・総合体育館の項を削除するものでございます。

続きまして 29 ページ戻っていただきまして第 2 条では、野洲市教育委員会事務決裁規程の一部を改正するものでございます。31 ページの新旧対照表をお願いいたします。別表の個別決裁事項の表中になりますが、生涯学習スポーツ課を生涯学習課に改め、同部文化体育振興に関する事務の部分を削除するものでございます。また備考の 2 につきましても削除するものでございます。施行日はいずれも令和 5 年 4 月 1 日でございます。

【西村教育長】　ただ今、事務局より説明がありました報告事項⑤について、ご質問等はございませんか。よろしいですか。ないようですので、次に移ります。

報告事項⑥、野洲市教育委員会職員の勤務時間を定める規程の一部改正について、事務局より説明をお願いします。水野主査お願いします。

【水野学校給食センター主査】　給食センター、水野です。報告事項⑥、野洲市教育委員会職員の勤務時間を定める規程の改正につきましてご報告申し上げます。資料の 34 ページをご覧ください。

野洲市教育委員会職員の勤務時間を定める規程のうち第 3 条、この度の事務移管に伴う施設が載っておりますので、これらを削除いたしまして、新たに学校給食センターを加えるものでございます。今回の改正を機に精査しましたところ、学校給食センターは勤務時間が変わるなど、事務局の勤務時間と異なりますので本規程に搭載するべきということで、今回の改正となりました。以上でございます。

【西村教育長】　ただ今、事務局より説明がありました報告事項⑥について、ご質問等はございませんか。よろしいですか。ないようですので、次に移ります。

報告事項⑦、野洲市生涯学習出前講座実施要綱の一部改正について、事務局より説明をお願いします。井狩課長お願いします。

【井狩生涯学習スポーツ課長】　報告事項⑦、35 ページから 36 ページでございます。野洲市生涯学習出前講座実施要項の一部を改正する要項について報告をさせていただきます。

市長部局への事務移管に伴いまして本要綱第 11 条中教育委員会生涯学習スポーツ課を教育委員会事務局生涯学習課に名称の改正をするものでございます。併せまして第 1 条中の文言の整理を行ったものでございます。

【西村教育長】　ただ今、事務局より説明がありました報告事項⑦について、ご質問等はございませんか。よろしいですか。ないようですので、次に移ります。

報告事項⑧、野洲市社会教育関係団体活動補助金交付要綱の一部改正について、事務局より説明をお願いします。井狩課長お願いします。

【井狩生涯学習スポーツ課長】　　引き続きよろしくお願いいたします。報告事項⑧、37 ページから 40 ページでございます。野洲市社会教育関係団体活動補助金交付要綱の一部改正について報告いたします。

市の行財政改革の取り組みのひとつである施設の維持管理経費に関する利用者負担の見直しがすすめられております。これにより市役所北部合同庁舎に事務所を置きます社会教育関係団体につきましても、令和 5 年 4 月から施設使用料が求められることになります。これは受益者負担の適正化を図ることを目的にされているものでございます。

そもそも社会教育関係団体には社会教育法第 10 条で、法人であるか否かを問わず、公の支配に属さない団体で社会教育に関する事業を行うことを目的とするものと定められております。学習・文化・スポーツなどの社会教育に関する事業を行い、その活動を地域文化スポーツの向上や、生活文化の振興、更には社会福祉の増進に繋げる目的のものでございます。今まで通り使用料の無料対応をしたいところでございますが、行財政改革の推進に同調する必要も認識しております。このことから社会教育系団体への従来の補助金に、この施設使用料を上乗せした形で補助したいと考えています。具体的には表の 40 ページの一番下の部分になります。今までですと、さざなみスポーツクラブの上段で書いている 250 万円を上限といたしておりましたが、改正後は補助対象経費で予算に定める額というように改めさせていただきたいと考えております。加えて第 1 条の補助金の名称を変更し、第 2 条の補助金の種類を削除いたしますとともに、第 4 条の文言の整理を合わせて行ったものでございます。以上、報告とさせていただきます。

【西村教育長】　ただ今、事務局より説明がありました報告事項⑧について、ご質問等はございませんか。よろしいですか。ないようですので、次に移ります。

報告事項⑨、令和 4 年度第 3 回野洲市社会教育委員会議の概要報告について、事務局より説明をお願いします。井狩課長お願いします。

【井狩生涯学習スポーツ課長】　報告事項⑨、41 ページから 44 ページでございます。令和 4 年度第 3 回野洲市社会教育委員会議の結果につきまして報告をさせていただきます。

令和 5 年 2 月 3 日金曜日午後 1 時 30 分から市役所において開催をいたしました。出席者は記載の通りでございます。

まず初めに、市内小学校教員によるいじめにかかる報告書につきまして所管課より事案

発生の内容、そして経緯と今後の再発防止策について概要報告がございました。次に議事といたしまして令和 4 年度生涯学習振興計画の実績報告、ならびに令和 5 年度取り組みについて意見をいただきました。

委員からの主な意見につきましては、コミュニティ・スクールにつきまして、子どもたちの健全な成長のために、校長も積極的な働きかけによって様々な人たちに学校に関わってもらうことで、良い学校運営に繋がるのではないかとご提案がございました。また生涯学習に関わる各分野では担当課がそれぞれ努力しておりますが、現実にはばらばらに動いていて進んでいないのが現実であると。全体的な情報に基づいた形のなかで、やっていかないと、計画して出来ていないという形で終わってしまうと思うなどのご意見をいただきました。社会教育委員として出来ることについての意見交換では、自分が社会教育委員として出来ることを考え、この 4 月からスクールワーカーとして、朝立って、登校を見守っているという委員がございました。そうすることで、不登校の子の存在に気づきくことや見えてくるものがあった。このようなことを通じて、家庭教育支援が本当に必要とされていると感じたなどのご意見をいただきました。以上、概要の報告とさせていただきます。

【西村教育長】　ただ今、事務局より説明がありました報告事項⑨について、ご質問等はございませんか。よろしいですか。ないようですので、次に移ります。

報告事項⑩、令和 5 年 1 月度定期監査の結果について、事務局より説明をお願いします。北脇次長お願いします。

【北脇教育部次長】　報告事項⑩、令和 5 年 1 月度定期監査の結果についてご報告をさせていただきます。報告事項の 45 ページをお願いいたします。

令和 5 年 1 月 24 日火曜日、25 日水曜日、ふれあい教育相談センター・野洲図書館・歴史民俗博物館・学校給食センターを対象に監査が行われました。監査の結果、いずれも全般を通じてその処理状況が適正と認められましたので報告するものでございます。

【西村教育長】　ただ今、事務局より説明がありました報告事項⑩について、ご質問等はございませんか。よろしいですか。ないようですので、次に移ります。

報告事項⑪、職員の任免等について、事務局より説明をお願いします。北脇次長お願いします。

【北脇教育部次長】　報告事項 48 ページをお願いします。まず、会計年度任用職員の新規採用者につきまして、フルタイム職員 6 名、パートタイム職員 9 名、計 15 名の採用を報告するものです。採用の所属及び期日等につきましては、別表記載のとおりです。

また、会計年度任用職員の退職者につきまして、フルタイム職員 14 名、パートタイム職員 16 名、計 30 名の退職を報告するものです。所属及び期日等につきましては、別表記載のとおりです。

次に職員の許可･承認等ですが、正規職員の分限休職承認 2 名と分限休職延長承認 1 名、営利企業等従事許可承認 1 名の計 4 名の承認を報告するものです。許可の期間等につきましては、それぞれ記載のとおりですので、ご確認をお願いします。

【西村教育長】　ただ今、事務局より説明がありました報告事項⑪について、ご質問等はございませんか。よろしいですか。ないようですので、次に移ります。

本日追加での報告が 3 件あります。報告事項⑫、令和 5 年度野洲市通学路交通安全プロ

グラムについて、事務局より説明をお願いします。井上次長お願いします。
【井上教育部次長】　野洲市通学路交通安全プログラムについてご説明をいたします。令和5年2月7日火曜日に開催いたしました、令和4年度第3回野洲市通学路交通安全対策推進会議おきまして、令和 5 年度野洲市通学路安全プログラムの承認が得られましたのでご報告いたします。
　点検箇所の選定につきましては、委員の方々から提案された確認シートで点数化いたしまして、危険箇所を選定いただき、その中から点検をいたしました。令和4年度におきましては29ヶ所を点検をいたしました。点検実施日はプログラム4ページ上段記載の日程でそれぞれの学区にわかれて実施をいたしました。各小学校区の委員と関係機関職員が2班、1班だいたい約6人程度なんですが、2班に分かれて現場を点検いたしました。効果検証も含めて点検をしております。そして状況の確認を行い、その後写真を見ながら情報共有と考えられる対策を協議いたしました。また、通学途中での事故は圧倒的に自転車通学において発生をしております。
　同じページの下の段の記載の日程におきまして、学校教育会議が各中学校のPTA主催の会議に参加をいたしまして事故の情報提供を行いました。また、保護者や学校へ報告することの他、新一年生を対象に自転車マナー講習などを行うなど交通安全を講じております。
【西村教育長】　ただ今、事務局より説明がありました報告事項⑫について、ご質問等はございませんか。よろしいですか。ないようですので次に移ります。
　報告事項⑬、市長による委任専決処分の報告について、事務局より説明をお願いします。井上次長お願いします。
【井上教育部次長】　令和4年10月21日金曜日の午前中。野洲中学校敷地内における環境整備業務として草刈り機を使って除草作業を行っておりました。その際、野洲中学校グランド北西側の斜面を作業中、草刈機から飛散したと思われる飛び石が、隣接する民家 1 階の二重窓の外側ガラスを損傷させる事故が発生いたしました。野洲中学校宛に家主から1階の二重窓の外側ガラスが損傷したと連絡が入り、教頭立会いのもと事故状況の確認を行いました。家主とは令和5年3月1日付で和解し、損害賠償の額、修理費として3万6080円と定めたものでございます。なお、家主および職員にけがはありませんでした。今後草刈り機を使った除草作業については、飛び石による危険防止策として、1人が草刈り機を操作し、もう 1 人が飛び石防止ネット等を持ち、並走するなどして 2 人態勢で業務を行うよう学校に周知をいたします。以上でございます。
【西村教育長】　ただいま事務局より説明がありました報告事項⑬について、ご質問等ございませんか。よろしいですか。ないようですので次に移ります。
　報告事項⑭、野洲市文化ホール 3 施設集約化検討の追加説明会の結果および今後の対応について、事務局より説明をお願いします。中川館長お願いします。
【中川野洲市文化ホール館長】　野洲市文化ホール中川です。よろしくお願いいたします。私の方からは追加の報告事項という事で、野洲市文化ホール 3 施設集約化検討の追加説明会の結果および対応について報告させていただきます。文化施設の集約化については、6月に市民説明会をいたしまして、その結果を 7 月の教育委員会定例会および、7 月の市議会全員協議会のほうで、結果概要ということでご報告いたしました。そのなかで、今後の対応

についてどうするのかという事で市民説明会の参加者数も多くなかったこともあり、更に広く市民の皆さんの意見を聞く機会を設けるということにしておりました。そこで、追加の説明会を各種団体等に行いましたので、その結果の概要と今後の対応について報告いたします。

まず、追加説明会につきましては 5 回行いました。市民説明会と同じように市の財政状況について行財政改革推進室から説明を行い、文化施設集約化の検討書で検討内容について説明し、市民説明会と同じ形ですすめさせていただきました。ただ、ご意見等につきましては、のちに意見を記入して頂く用紙をお配りして、そこに記入いただいて後日提出して頂くという形をとっております。

参加者からの主な意見の回答の中から、野洲文化ホールの存続を望む意見、次のページの 2 で、さざなみホールへの集約の賛成の意見、3 つめにその他の意見ということで分類し、まとめさせていただいております。多くは野洲文化ホールでの文化芸術への振興を望む声が非常に多かったということで、特に駅前のアクセスの良さ、立地条件が非常にいいことと駅前で 1,000 人規模のホールというのがなかなか県内でもありませんし、発表の場や鑑賞の機会といったことを考えますと、それなりの規模が必要であるということとか、野洲文化ホールでの学習の機会というのは非常に大きい等、多くの意見がありました。

さざなみホールでの集約化の賛成の意見としましては、やはり市民活動レベルで使うなら 500 人くらいの規模でいいんではないかという意見ですとか、さざなみホールが残ると嬉しいといった意見等もございました。ただそのためには、やはりアクセスの事については対処が必要だということです。

その他の意見としましては、野洲駅南口の周辺整備構想との関わりで今後どのようになっていくのか非常に関心を持っておられる方ですとか、鑑賞した後に散歩したり、食事したり、そういった賑わいの部分も含めてのまちづくりのこと、更に市の将来のことをもっと明確に、もっとまちづくりということをしっかりともって市民に発信してほしいという意見もありました。

そして、追加説明会の結果という形でまとめさせていただいてまして、集約化には一定の理解を示していただいている。ただ、何度も申し上げますように、市民説明会等であった意見は、野洲文化ホールの存続を望まれる意見が非常に多かったと。それ以外にも集約化等の前にもっとやるべき事があるのではないかというご意見もありました。

4 番の今後の対応について、一連の説明会についてまとめさせていただいていますが、そもそもの集約化の検討については、在り方の中に集約化が示されて、そこで 3 つの施設を、いくつということはありませんが、行財政改革推進の中でひとつの施設の集約するということになりました。なので、集約化検討の案についての行財政というメスの入り方が多かったということがあり、そういったことと文化芸術振興の中、さざなみホールが優位という教育委員会の案を示したところです。市民説明会をさせていただき、集約化については一定ご理解をいただいており、ただやはり何回も申し上げていますように、野洲文化ホール、駅前を中心としたまちづくりも含めて、文化ホールの存在というものを望まれる声が非常に多かったと捉えています。

そこで、まちづくりの観点、野洲駅前南口周辺整備構想等の今後の検討中ということもあ

り、なかなか教育委員会で最終的に示すということは非常に難しいのではないかと感じるところではあります。そして、2 月に市議会で 2 回の市民懇談会をされました。そこで出た意見等を報告いただきましたが、市議会から何か提言があったということではありません。市民説明会や追加の説明会をさせていただいた中でもらったご意見と同じような内容でした。市議会のほうは今後の検討の一助にしていただければということでございます。

今後、施設の集約のみばかりでなく、まちづくりに関することで市民の関心が高いこともありますので、幅広い視点に立って集約化の検討が必要です。それと、令和 5 年度には教育委員会の部署から文化スポーツは市長部局に移管になることと、企画調整課の中に文化施設の再編推進室が置かれるといった中で、令和 5 年度には市長部局に一旦ニュートラル、フラットな形でまちづくりの観点も含めて総合的に検討していくことになります。今後の対応についてもまとめさせていただいております。以上報告とさせていただきます。

【西村教育長】　ただいま事務局より説明がありました報告事項⑭について、ご質問等ございませんか。瀬古委員どうぞ。

【瀬古委員】　質問というよりは私の意見ということで申し上げたいと思います。令和 4 年の 2 月定例教育委員会で素案が示されたときに申し上げたのですが、野洲町と中主町が合併する前に、それぞれ文化施設を作ってしまっていて、国のインセンティブというか、合併を誘導するための打算的な施設になってしまっていると。それを集約するのは課題であったわけです。しかし、市民説明会で野洲文化ホールをなくすという議論を持ち掛けても、それで集約化に理解が得られることはあり得ないと申し上げました。それぞれの地域の思いがあるわけですから、ひとつの集約案にみんなが賛成することにならないことがパブコメの結果でもうかがえたわけです。今後は市議会でもっと深い議論をし、決着するしかないと思います。ですので、この集約案を白紙に戻すことは説明会の結果を見てもやむを得ないと思います。

そもそも行革の視点で施設を比較検討して、財政負担的な理由でさざなみホールを残す案に集約するという結果を導き出したわけです。それには無理があると思います。やはり、野洲市の次世代の文化振興はどうあるべきかをしっかりと示す必要があったのではないかと。また、そのための文化施設の在り方をどうするのか基本構想を明確にしたうえで、野洲文化ホールを廃止するにしても、説明会の意見にもあるように、廃止したあとの土地はどうするのかと。その土地利用も併せて示し、それがまちづくり等との複合施設であっても、本市の文化振興を維持できる機能を持たせるべきだと思います。さざなみホールについても、私は旧中主町民ですから、さざなみホールが残ることは喜ばしいですが、しかし大局的に見れば、やはり規模の問題や交通アクセスの悪さだけでなく、田園の中にぽつんと立っているだけではそこに街の賑わいや文化の香りに欠けるところは中立的にみてもあると思います。

財源がない、お金がないから一つの施設にという後ろ向きな姿勢で説明しても市民の理解は得られないと思います。お金がないのであれば財源的に立いくように知恵を出さないと。例えば国からの補助金だけでなく、ネーミングライツやクラウドファンディング、あるいはふるさと納税を文化施設に集中させるとか。あらゆる知恵を出して話を進めるべきではないかというのが私の意見です。

4 月から市長部局でまちづくりの観点などを含め、総合的に再検討されるということです

が、市長部局に移管されることによって一層行革の視点で集約化が図られることを危惧します。以上です。

【西村教育長】　ご意見という事で。北脇次長。

【北脇教育部次長】　ご意見ありがとうございます。確かにまずは 6 月に市民説明会をさせていただいたのですが、その前にも関係団体さんに説明しております。今回市民説明会以降、この 5 団体という事でその結果を追加で説明させていただきました。いずれも、立地と規模というところでは、駅前の野洲文化ホールを残してほしい。そこを使って継続して、文化振興を進めたいという意見でした。検討案では文化振興を縮小することになるという意見も、厳しい意見もいただきました。そういうような面では、先ほど瀬古委員おっしゃった通り、今後の文化振興をどうするか、あり方はどうかというところでは、この辺も考えて行く必要があると思いますし、そこは今後、もし集約する事になれば、セットもんになるかなと思っております。

この市民説明会で戴いた意見だけをもって、教育委員会で集約を進めるというのは、困難であったと思っております。今後は 4 月以降、市長部局に移るわけなんですけれども、まちづくりなど、市全体を考えた中で総合的に判断していく必要があるのかなと、改めて思っております。以上です。

【西村教育長】　他にご意見、ご質問等ありましたらお願いします。山﨑委員どうぞ。

【山﨑委員】　先ほど瀬古委員が言われたように、教育委員として教育環境の観念から意見を述べさせていただく最後の機会かと思いますので、発言させていただきます。

以前、この案件が出されたときに、教育発表の場が保証されるのかお尋ねした記憶があります。昨年、久しぶりに中学校の合唱コンクールが実施されました。それから 12 月に、さざなみホールで野洲中の吹奏楽部の発表を聞かせていただく機会がありました。やはり音楽の力はすごいと感じました。音響効果等子どもたちが味わえる充実感を考えたときに、さざなみホールでは充分満たされない、野洲文化ホールとの違いを感じました。吹奏楽部についても、3 年生がいなくなった 1、2 年生の人数なら可能だけれども、3 年生がいると、さざなみホールには入れないということもお聞きしました。

今後、市内の音楽会が復活されていくことを考えると、子どもたちの教育環境の観点で、市長部局に移っても検討していただけるとありがたいと切に願います。

【西村教育長】　ありがとうございます。他にご意見ご質問ないですか。よろしいですか。ないようですので次に移りたいと思います。日程第 7、その他事項に移ります。何かございますか。角副館長

【角歴史民俗博物館副館長】　その他として、歴史民俗博物館の改修工事終了、ならびに開館についてお知らせさせていただきます。委員の皆様には昨年の 12 月にお知らせさせていただきましたが、当館は今年の 1 月 5 日から防災設備の更新工事に伴い休館をしております。現在改修工事も順調に進み、3 月 25 日土曜日から開館の予定となりましたので、お伝えさせていただきます。また同日から、5 月 28 日までを会期といたしまして春のテーマ展、「近江の国野洲郡永原御殿－徳川将軍の宿泊所－」を開催させていただきます。今回の展示では永原御殿跡で調査出土した土器や瓦、御殿にまつわる絵図などをご紹介させていただきます。委員の皆様何かとお忙しいかと存じますが、この機会にご来館いただければ幸いで

ございます。以上です。

【西村教育長】　他に何かございますか。北脇次長。

【北脇教育部次長】　その他という事で、次第に明示をさせていただいてないですけれど、一点ご連絡をさせていただきたいと思います。先月の教育委員会定例会で、野洲市小中学校プールの集約化の説明をさせていただいています。ただ、この段階では不定確な部分、民間プールの利用金額がいくらかというところではまだ、正式な金額が把握できておりませんでしたので、とりあえず概要ということでご説明させていただいています。

今回再度案ということで提案をさせていただこうと思っていましたが、まだ効果額の精査というところでは時間がかかっておりまして、改めてまた、4 月以降に案として協議をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【西村教育長】　他に何かございますか。よろしいですか。ないようですので、次に日程協議に移ります。

まず 4 月教育委員会定例会は、4 月 19 日水曜日午後 1 時 30 分から当総合防災センター研修室で開催しますので、よろしくお願いします。

次に 5 月教育委員会定例会についてお伺いします。5 月教育委員会定例会は 5 月 24 日水曜日午後 1 時 30 分より中主防災コミセン研修室で開催したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

【西村教育長】　ご異議なしと認めます。よって 5 月教育委員会定例会は 5 月 24 日水曜日午後 1 時 30 分より、中主防災コミセン研修室で開催しますのでよろしくお願いします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。これをもちまして本日の会議を閉会いたします。お疲れ様でした。